

札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考								
<p>(木造の建築物の柱の小径及び軸組)</p>	<p>(木造の建築物の柱の小径及び軸組)</p>									
<p>第19条 木造の建築物の柱の小径に係る令第43条第1項の表の適用については、同表の(一)に掲げる建築物に該当しない建築物の柱の小径にあつては、同表の(三)によらなければならない。ただし、構造計算によつてその構造が安全であることを確かめたものについては、この限りでない。</p>	<p>第19条 構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対する木造の柱の小径の割合等を定める件（平成12年建設省告示第1349号）の適用については、同告示第1中「固定荷重と積載荷重」とあるのは、「固定荷重、積載荷重及び積雪荷重」とする。</p>	<p>整備政令による基準法施行令の改正に伴う改正</p>								
<p>2 木造の建築物の軸組に係る令第46条第4項の表二の適用については、令第43条第1項の表の(一)に掲げる建築物に該当しない建築物の軸組にあつては、令第46条第4項の表二の第43条第1項の表の(一)又は(三)に掲げる建築物の項によらなければならない。</p>	<p>2 木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件（昭和56年建設省告示第1100号）の適用については、同告示第3の1中「固定荷重と積載荷重」とあるのは、「固定荷重、積載荷重及び積雪荷重」とする。</p>									
<p>(新設)</p> <p>(建築物に関する確認申請手数料及び計画通知に係る手数料)</p>	<p>3 前2項の規定は、法第3条第2項の規定により前2項の規定の適用を受けない建築物について、構造耐力上の危険性が增大しないものとして市長が定める範囲内で増築又は改築をする場合においては、同条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築又は改築をする部分以外の部分（前2項の規定に適合している部分を除く。）に対しては、適用しない。</p> <p>(建築物に関する確認申請手数料等)</p>									
<p>第74条の4 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物の建築、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数を納付しなければならない。</p>	<p>第74条の4 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物の建築、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数を納付しなければならない。</p>									
<table border="1" data-bbox="145 1292 1003 1444"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	金額	30平方メートル以内のもの	11,000円	<table border="1" data-bbox="1070 1292 1928 1444"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内</td> <td>28,000円（令第10条第3号又は第</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	金額	30平方メートル以内	28,000円（令第10条第3号又は第	<p>省エネ関係改正法による基</p>
床面積の合計	金額									
30平方メートル以内のもの	11,000円									
床面積の合計	金額									
30平方メートル以内	28,000円（令第10条第3号又は第									

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	18,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	27,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	38,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	80,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	107,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	278,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	425,000円
50,000平方メートルを超えるもの	751,000円

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) （省略）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) （省略）

	4号に掲げる建築物（以下「特例建築物」という。）にあつては、 11,000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内	32,000円（特例建築物にあつては、 18,000円)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内	41,000円（特例建築物にあつては、 27,000円)
200平方メートルを超え、500平方メートル以内	65,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内	115,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内	159,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内	309,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内	546,000円
50,000平方メートル超	1,082,000円

2 （現行のとおり）

- (1) 建築物の建築をする場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) （現行のとおり）
- (3) 建築物の移転をし、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途の変更をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) （現行のとおり）

準法第6条第1項の改正等に伴う改定及び審査が省略される場合の手数料を新設

(新設)

(仕様基準に適合することの確認を受ける場合の確認申請手数料等)

第74条の4の2 法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る建築物の建築行為について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準（以下「仕様基準」という。）に適合することの確認を受ける場合においては、前条第1項の手数料のほか、当該申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物及び同表の中欄に掲げる建築物の建築（移転を除く。）に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

建築物	床面積の合計	金額
一戸建ての住宅	200平方メートル以内	18,000円
	200平方メートル超	19,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	300平方メートル以内	34,000円
	300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内	58,000円
	2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内	104,000円
	5,000平方メートル超	158,000円

2 前項に規定する場合において、同項の申請又は通知が仕様基準に適合することの確認を受けた建築物の計画の変更に係るものであるときにあつては、同項の表中「18,000円」とあるのは「9,000円」と、「19,000円」とあるのは「9,500円」と、「34,000円」とあるのは「17,000円」と、「58,000円」とあるのは「29,000円」と、「104,000円」とあるのは「52,000円」と、「158,000円」とあるのは「79,000円」ととする。

(指定確認検査機関に申請をした建築物の計画変更に関する確認申請手数料等)

(新設)

第74条の4の3 法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。第74条の6の3において同じ。）の規定により法第6条第1項の規定による確認

省エネ関係改正法による建築物省エネ法第11条の改正等に伴う手数料の新設

指定確認検査機関に申請又

認とみなされた指定確認検査機関（法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機
 関をいう。以下同じ。）による確認又は法第18条第4項（法第87条第1項において
 準用する場合を含む。第74条の6の3において同じ。）の規定による審査を受けた
 建築物に係る計画の変更について、法第6条第1項（法第87条第1項において準用
 する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項
 において準用する場合を含む。）の規定による通知をしようとする者は、第74条の
 4第1項の手数料のほか、当該申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる建
 築物の建築、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、
 それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内	23,000円（特例 建築物にあつて は、5,000円）
30平方メートルを超え、100平方メートル以内	27,000円（特例 建築物にあつて は、12,000円）
100平方メートルを超え、200平方メートル以内	35,000円（特例 建築物にあつて は、21,000円）
200平方メートルを超え、500平方メートル以内	58,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内	106,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内	150,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内	298,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内	535,000円
50,000平方メートル超	1,071,000円

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定
 める面積について算定する。

<p>(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料及び計画通知に係る手数料)</p>	<p>(1) 建築物の建築(移転を除く。)をする場合 計画の変更後の当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(2) 建築物の移転をし、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途の変更をする場合 計画の変更後の当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等)</p>	
<p>第74条の5 法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、<u>前条</u>の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>第74条の5 法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、<u>第74条の4第1項</u>の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>規定整備</p>
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 9,000円(小荷物専用昇降機を設置する場合にあつては、<u>6,000円</u>)</p>	<p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合 9,000円(小荷物専用昇降機を設置する場合にあつては、<u>7,000円</u>)</p>	<p>経常経費の増を踏まえた改定</p>
<p>2 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 9,000円(小荷物専用昇降機を設置する場合にあつては、<u>6,000円</u>)</p>	<p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 9,000円(小荷物専用昇降機を設置する場合にあつては、<u>7,000円</u>)</p>	<p>同上</p>
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (現行のとおり)</p> <p>(<u>指定確認検査機関に申請をした建築設備及び工作物の計画変更に関する確認申請手数料等</u>)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>第74条の5の2 法第6条の2第1項(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第74条の7の2において同じ。)の規定により法第6条第1項の規定による確認とみなされた指定確認検査機関による確認又は法第18条第4項(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第74条の7の2において同じ。)の規定による審査を受けた建築設備及</p>	<p>指定確認検査機関に申請又は通知をした建築設備及び工作物の計画</p>

び工作物に係る計画の変更について、法第6条第1項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をしようとする者は、前条の手数料のほか、当該建築設備及び工作物1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 建築設備を設置する場合 12,000円（小荷物専用昇降機を設置する場合にあつては、8,000円）

(2) 工作物を築造する場合 11,000円

（建築物に関する完了検査申請手数料等）

（建築物に関する完了検査申請手数料及び完了通知に係る手数料）

第74条の6 法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項の規定による完了の通知をしようとする者（次項の規定の適用がある者を除く。）は、申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	15,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000円

第74条の6 法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による完了の通知をしようとする者（次項の規定の適用がある者を除く。）は、申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内	19,000円（特例建築物にあつては、15,000円）
30平方メートルを超え、100平方メートル以内	20,000円（特例建築物にあつては、18,000円）

変更に関する
確認申請手数料及び計画通知に係る手数料の新設

地方分権関係
改正法による
基準法第18条
の改正に伴う
規定整備

省エネ関係
改正法による
基準法第6条第
1項の改正等
に伴う改定及
び審査が省略
される場合の
手数料を新設

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	27,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	43,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	55,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	149,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	243,000円
50,000平方メートルを超えるもの	467,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内	28,000円（特例建築物にあつては、 22,000円）
200平方メートルを超え、500平方メートル以内	44,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内	66,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内	87,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内	168,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内	340,000円
50,000平方メートル超	703,000円

2 法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第19項の規定による通知をした後、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	14,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	16,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	20,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	26,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	38,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	51,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	135,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	220,000円
50,000平方メートルを超えるもの	435,000円

2 法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第28項の規定による通知をした後、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による完了の通知をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内	18,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内	19,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内	27,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内	41,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内	62,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内	81,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内	157,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内	319,000円
50,000平方メートル超	661,000円

3 前2項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模

3 前2項の表の床面積の合計は、建築物の建築をした場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物の移転をし、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模

地方分権関係
改正法による
基準法第18条
の改正に伴う
規定整備

模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

(新設)

模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

(建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物に関する完了検査申請手数料等)

第74条の6の2 法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による完了の通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物（法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）である場合においては、前条第1項又は第2項の手数料のほか、当該申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物及び同表の中欄に掲げる建築物の建築（移転を除く。）に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

建築物	床面積の合計	金額
工場、倉庫その他これらに類する用途のみに供する建築物（以下「工場等」という。）以外の建築物	30平方メートル以内	11,000円
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内	12,000円
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内	13,000円
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内	20,000円
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内	29,000円
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内	37,000円
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内	57,000円
	10,000平方メートルを超え、	113,000円

省エネ関係改正法による建築物省エネ法第11条の改正等に伴う手数料の新設

	50,000平方メートル以内		
	50,000平方メートル超	217,000円	
工場等	200平方メートル以内	4,000円	
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内	6,000円	
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内	7,000円	
	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内	9,000円	
	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内	13,000円	
	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内	24,000円	
	50,000平方メートル超	45,000円	

(指定確認検査機関に申請をした建築物に関する完了検査手数料等)

(新設)

第74条の6の3 法第6条の2第1項の規定により法第6条第1項の規定による確認とみなされた指定確認検査機関による確認若しくは法第18条第4項の規定による審査を受けた建築物又は法第6条第1項の規定による確認若しくは法第18条第3項の規定による審査を受けていない建築物の工事の完了について、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による完了の通知をしようとする者は、第74条の6第1項又は第2項の手数料のほか、当該申請又は通知1件につき、第74条の4の3第1項の表の左欄に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料及び完了通知に係る手数料)

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等)

<p>第74条の7 法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項の規定による<u>通知</u>をしようとする者は、当該申請又は通知に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、<u>前条</u>の手数料のほか、当該昇降機1基につき、<u>21,000円</u>（小荷物専用昇降機にあつては、<u>13,000円</u>）の手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定による<u>通知</u>をしようとする者は、当該建築設備1基につき、<u>21,000円</u>（小荷物専用昇降機にあつては、<u>13,000円</u>）の手数料を納付しなければならない。</p> <p>3 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第16項の規定による<u>通知</u>をしようとする者は、当該工作物1基につき、<u>17,000円</u>の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>第74条の7 法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第20項の規定による<u>完了の通知</u>をしようとする者は、当該申請又は通知に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、<u>第74条の6第1項又は第2項</u>の手数料のほか、当該昇降機1基につき、<u>23,000円</u>（小荷物専用昇降機にあつては、<u>16,000円</u>）の手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による<u>完了の通知</u>をしようとする者は、当該建築設備1基につき、<u>23,000円</u>（小荷物専用昇降機にあつては、<u>16,000円</u>）の手数料を納付しなければならない。</p> <p>3 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第20項の規定による<u>完了の通知</u>をしようとする者は、当該工作物1基につき、<u>19,000円</u>の手数料を納付しなければならない。</p> <p><u>（指定確認検査機関に申請をした建築設備及び工作物に関する完了検査手数料等）</u></p>	<p>地方分権関係 改正法による 基準法第18条 の改正に伴う 規定整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>(新設)</p>	<p>第74条の7の2 法第6条の2第1項の規定により法第6条第1項の規定による<u>確認</u>とみなされた指定確認検査機関による確認若しくは法第18条第4項の規定による<u>審査</u>を受けた建築設備及び工作物又は法第6条第1項の規定による確認若しくは法第18条第3項の規定による<u>審査</u>を受けていない建築設備及び工作物の工事の<u>完了</u>について、法第7条第1項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請又は法第18条第20項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による<u>完了の通知</u>をしようとする者は、<u>前条</u>の手数料のほか、当該建築設備及び工作物1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 建築設備を設置する場合 <u>12,000円</u>（小荷物専用昇降機を設置する場合にあつては、<u>8,000円</u>）</p> <p>(2) 工作物を築造する場合 <u>11,000円</u></p>	<p>建築主事による確認を受けていない建築設備及び工作物に関する完了検査手数料及び完了通知に係る手数料の新設</p>

(中間検査申請手数料及び中間工事終了通知に係る手数料)

第74条の8 法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第19項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる当該検査に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	12,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	17,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	21,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	37,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	49,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	121,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	202,000円
50,000平方メートルを超えるもの	377,000円

第74条の9 削除

(認定申請手数料)

第74条の11 次の表の区分の欄に掲げる認定の申請をしようとする者は、申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に定める額の手数を納付しなければならない。

番号	区分	金額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88	120,000円

(中間検査申請手数料等)

第74条の8 法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第28項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の左欄に掲げる当該検査に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数を納付しなければならない。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内	13,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内	16,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内	19,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内	23,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内	37,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内	49,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内	121,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内	202,000円
50,000平方メートル超	377,000円

(道路の位置の指定に係る申請手数料)

第74条の9 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定(指定の変更を含む。)に係る申請をしようとする者は、申請1件につき、51,000円の手数を納付しなければならない。

(認定申請手数料)

第74条の11 次の表の区分の欄に掲げる認定の申請をしようとする者は、申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に定める額の手数を納付しなければならない。

番号	区分	金額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88	120,000円

地方分権関係
改正法による
基準法第18条
の改正に伴う
規定整備

経常経費の増
を踏まえた改
定

道路の位置指
定の申請に係
る手数料の新
設

地方分権関係
改正法による

	条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の仮の使用に係る認定の申請	
2から6まで (省略)		
7	法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	27,000円
8から15まで (省略)		
16	法第86条の8第1項の規定に基づく認定の申請	27,000円
17	法第86条の8第3項の規定に基づく変更の認定の申請	27,000円

	条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の仮の使用に係る認定の申請	
2から6まで (現行のとおり)		
7	法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率、同条第3項の規定に基づく建築物の高さ又は同条第7項の規定に基づく建築物の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請	27,000円
8から15まで (現行のとおり)		
16	法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請	27,000円に、第74条の4の3第1項の表の左欄に掲げる全体計画の認定に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えた額
17	法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請	27,000円に、第74条の4の3第1項の表の左欄に掲げる全体

基準法第18条の改正に伴う規定整備

開発整備促進区内における用途地域等の建築物の制限の適用除外に係る認定申請手数料の新設

全体計画の認定の申請に係る手数料の額について、建築確認において納付しなければならないこととされる金額を加算する改正

全体計画の変更の申請に係る手数料の額について、建築

18	法第87条の2第1項の規定に基づく認定の申請	27,000円
19	法第87条の2第2項の規定に基づく変更の認定の申請	27,000円
(新設)		
(新設)		

(罰則)

第77条 第2条から第57条まで（第5条、第8条、第10条から第12条まで、第17条、第18条、第20条から第23条まで、第28条から第30条まで、第33条から第35条まで、第40条及び第43条を除く。）、第67条から第69条まで又は第73条第1項若しくは第

		計画の変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計（当該部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計をいう。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えた額
18	令第115条の2第1項第4号ただし書の規定に基づく建築物の外壁及び軒裏の認定の申請	27,000円
19	令第131条の2第2項又は第3項の規定に基づく建築物の認定の申請	27,000円
20	令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請	27,000円
21	令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請	27,000円

(罰則)

第77条 第2条から第57条まで（第5条、第8条、第10条から第12条まで、第17条、第18条、第19条第3項、第20条から第23条まで、第28条から第30条まで、第33条から第35条まで、第40条及び第43条を除く。）、第67条から第69条まで又は第73条第

確認において納付しなければならないこととされる金額を加算する改正

基準法施行令に基づく認定申請手数料の新設

第19条の改正に伴う改正

<p>2項の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （省略）</p>	<p>1項若しくは第2項の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （現行のとおり）</p>	
---	--	--